

# 西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

## 3. 対象工事について

(1)	どのような工事が助成金の対象となりますか？	①住宅の改修工事その他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良または設備改善 ②住宅の敷地内の自家用駐車場の設置や修繕のための工事 が対象です。詳細はHPあるいはお電話にてご確認ください。
(2)	既に着手している、あるいは終了した工事は対象ですか？	対象になりません。着工前の工事が対象になります。
(3)	工事はいつまでに完了すれば良いですか？	年度末の末日(3/31)までに①工事②支払③報告 の3点をすべて完了させて下さい。
(4)	市内の業者を紹介してほしいのですが。	西宮市では業者の斡旋や紹介はしておりません。ご自身でインターネットやタウンページ、生活ガイドブック等で調べて下さい。インターネットで検索される場合は【兵庫県住宅改修業者登録制度(兵庫県リフォーム業者検索システム)】のHPがございます。ご参考にして下さい。
(5)	市内の家電量販店やホームセンター、コープ等が行う工事は助成対象となりますか？	西宮市内に営業所や販売店が存在し、その所在地を見積書、領収書、完了報告書に記載・統一した社印を押印できるのであれば対象となります。
(6)	外壁の塗り替えを行います。塗料の指定はありますか？	塗料の指定はありません。
(7)	家の駐車場をつぶして家庭菜園に変更しようと思えます。対象ですか？	対象となりません。リフォームの対象は住居もしくはそれに付随するもの、としています。
(8)	家に付随する駐車場を芝生の状態からコンクリートにしたいです。対象ですか？	対象となります。
(9)	テラスハウスやマンションの外壁や屋根は対象となりますか？	共同住宅の屋根や外壁は区分所有者の共有の持ち物となりますので対象になりません。
(10)	エアコンの取り付け工事は不可、とのことですが、部屋の内装の変更を行った際にエアコンも移動させました。その場合の工事も対象外ですか？	他の工事と同時に工事を行う場合は対象になることもあります。事前に状況をお聞かせ下さい。
(11)	トイレのリフォームをした時に給湯器も入れ替えました。対象になりますか？	給湯器についてはお風呂や台所など給湯器を利用する場所をリフォームする際に入れ替えた時のみ対象となります。給湯器のみ、あるいは給湯器を使用しない工事との併用は対象になりません。
(12)	ベランダの改修と台所の改修を違う業者に依頼します。一緒に申請できますか？	年度内の同時の工事であれば申請できます。業者からの書類(見積書、領収書、完了報告書等)はそれぞれご用意ください。
(13)	年度内に3か所を7月、11月、2月の3回に分けて工事を行う予定です。3か所とも申請可能ですか？	申請時に3か所の見積を取得可能で、年度内の工事であれば申請できます。同じ業者で行う場合は見積・領収書・完了報告書は1つで良いですが、違う業者を利用する場合は書類(見積書、領収書、完了報告書等)はそれぞれご用意ください。また、年度を超えた工事は対象外となりますのでご注意ください。
(14)	1Fが店舗で2Fが住居です。介護用の住居用エレベーターをつけたいのですが、申請可能ですか？	住居用目的であれば可能です。事業用として使用する場合は対象外となります。 なお、障害者手帳をお持ちの方の階段昇降機設置については生活支援課で補助を行っておりますのでそちらを先にご確認下さい。(生活支援課 ☎35-3157)
(15)	高齢になったため住居をバリアフリーにしたいです。対象になりますか？	対象にはなりませんが、ご高齢の方や障害をお持ちの方が住宅をバリアフリー改修される場合は他課で補助を行っておりますので先にそちらでご確認ください。 (高齢介護課 ☎35-3048 生活支援課 ☎35-3157)